

審議事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

企業会計基準公開草案第 12 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」(以下「SO基準案」という。)の公表に伴う追加検討

1. 問題の所在

S O 基準案では、ストック・オプションの公正な評価額(公正な評価単価×ストック・オプション数)を基礎として費用計上することが提案されている。この際、未公開企業が付与したストック・オプションについては、以下の取扱いが検討されている。

- (1) 公開企業と同様に、ストック・オプションの公正な評価額(公正な評価単価×ストック・オプション数)を基礎として費用計上する。
- (2) ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。この場合、 当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額の注記をすることとされている。

いずれにしろ、未公開企業自体の株式の評価が前提とされており、少なくともSO基準案が適用される子会社が付与したストック・オプションについては、実務対応報告公開草案第15号Q3を見直す必要がある。

2. 考え方

S O基準案が適用される子会社が付与したストック・オプションについては、未公開企業であっても、ストック・オプションの会計処理又は注記に用いる自社の株式の評価額により、連結上の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定することになるのではないか。

ただし、SO基準案は再公開される予定であり、当該取扱いの考え方が示されない中で、実務対応報告公開草案 15号 Q3 だけ修正する案を公表することは、適当ではないかもしれない。したがって、実務対応報告公開草案 15号については、基準案と適用指針案とは別に、SO基準案とともに公表してはどうか。